

悪質な物干しざお移動販売に注意

最近、悪質な物干し竿（ざお）の移動販売業者による「高額請求事案」が相次いでいます。

《事例》

70歳代女性が、トラックのスピーカーから「2本千円」と流しながら回っている業者に竿の注文をしたところ、業者は女性宅の物干し台を見て、「全部錆び付いて使いものにならない」などと言って一方的に台座や支柱を全部交換したあげく、40数万円を請求しました。

女性は、断り切れず、銀行で引き出したお金など全部で30数万円を支払わされました。

この業者は、領収証も渡さず連絡先も明らかにしませんでした。



被害防止ポイント

- この手の移動販売業者に声を掛けるのは慎重に
- 購入前に価格を十分確認すること
- 購入は一人で決めずに家族に相談を
- 不要な場合ははっきり断ること
- 領収書や契約書がない、連絡先がわからなければ契約しな居座ったりする場合は、110番通報する